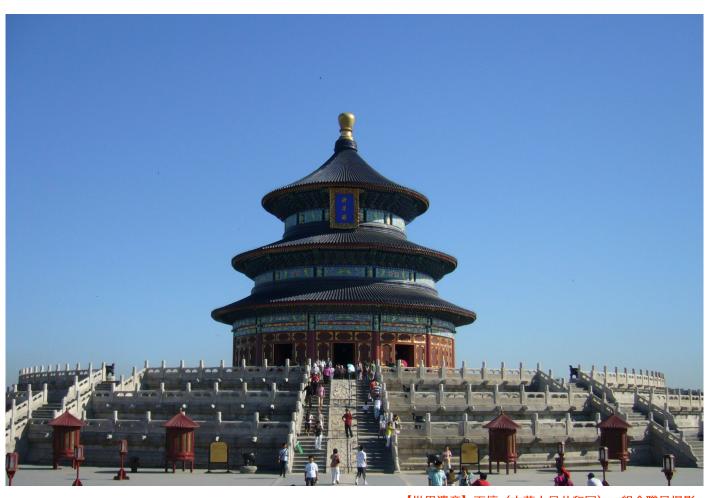
SKET NEWS

VOL.30 平成29年【新春号】



〒108-0014 東京都港区芝4-3-5 岡田ビル TEL: 03-5442-2277 FAX: 03-5442-2477

ホームページ http://tsk-gr.com/ Sket-Town (組合員専用ページ) http://www.sket-town.com/



【世界遺産】天壇(中華人民共和国) 組合職員撮影

contents

- 新年のご挨拶
- 2 各部より〜組合員の皆様へ〜
- 3 技能実習法成立について
- **4** JITCO交流大会について
- 5 全国中小企業団体中央会より感謝状

- **7** ETCコーポレートカードについて
- 8 法定減価償却方法の改正について
- 組合Facebookページ随時更新中! http://www.facebook.com/tsk.kumiai

新年のご挨拶



代表理事 会長 金尾健介

あけましておめでとうございます。

平素は、弊組合の運営につきまして格別のご高配 を賜り厚く御礼申し上げます。

本年が組合員の皆様方にとって希望に溢れ、幸多い 1年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。

さて、昨年の日本経済は外需の持ち直しに支えられ、緩やかな回復を続けました。一方、内需・個人消費に関しましては、年後半こそトランプノミクス (大規模インフラ投資、大型減税、規制緩和)への期待感から円安・株高に支えられて回復の兆しも出てきましたが、年間を通しては、依然として鈍い状況が続きました。今後は、第2次補正予算の執行(インフラ投資の本格化等)とトランプノミクスによる企業業績拡大が所得環境の改善に結びつき個人



初詣で賑わう厳島神社

消費マインドが上昇するかどうかが焦点になるところです。又、昨年の世相の一端は"今年の漢字"(「金」)が示していますように、オリンピックの金メダル獲得、政治に絡むカネの問題等が象徴しています。一方、政治・経済面では「トランプショック」「マイナス金利」「イギリスEU離脱」等が示すとおり、予測困難な「まさかの坂」がみられた年でもありました。

このような時勢にあって、ETCカード事業では、 平成26年4月実施の制度改正に対する激変緩和措置の再延長は「ETC2.0搭載車」に限り平成30年3月末まで延長されることになりました。今後「ETC2.0搭載車」を活用した道路サービス内容が大きく変わる年ともなりそうです。

又、外国人実習生受入事業では、「技能実習法」が公布(平成28年11月28日)され、1年以内の施行を待つ段階となっています。これにより、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護」を図るための技能実習機構が新設されます。今後、コンプライアンスの遵守が一層要求されることとなる反面、実習期間の延長、受入枠の拡大、職種の拡大等が期待できることとなります。

弊組合は本年創業60周年を迎えることとなりました。これも偏に組合員皆様のご支援の賜物であり、衷心より御礼申し上げます。今後とも、組合の根本理念である「相互扶助の精神」に基づき、組合員の皆様に最適なサービスを確実に提供していく所存であります。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

代表理事会 長 金尾健介 代表理事理事長 岡田節憲



各部より ~組合員の皆様へ~

営業部 (ETCカード事業)

昨年4月より、首都圏の高速道路に新料金制度が 導入され、同時に「ETC2.0搭載車」に限り、圏 央道の通行料金の2割引きがスタートし、ETC コーポレートカード利用車両は拡充割引の延長 (平成30年3月末まで)となりました。 今年は、ETC2.0を活用した車両運行管理支援 サービスの社会実験も本格化し、高速道路における サービス内容が大きく変わる一年となりそうです。 引き続き営業部では、組合員様への情報提供を密に し、共に発展できるよう努めてまいります。

国際部 (外国人技能実習生受入れ事業)

外国人技能実習制度では、昨年の11月に単独法となる外国人技能実習生に関する法律が成立しました。これにより実習制度の一層の拡充と適正な運用が明確となりました。また、今後発令される省令により介護職種の創設が具体的になり、本事業がより社会的な認知を得て、社会貢献性についても広がりを得ていく事になります。

このような環境の下、国際部では一昨年に取得した、国際標準規格「ISO9001:2008」認証の継続、新法における監理団体としての許可取得などに向けて体制を整えて参ります。一方では実習生を受入れて下さっている組合員様による実習制度の正しい運

用、送出し国の多様化を計ることで、より組合員様に適合した実習生の招へいをサポートして参ります。現在では受入れ可能国はベトナム、中国、フィリピン、ミャンマー、タイ王国と拡充しております。そして、本事業の主役である外国人技能実習生への国境を越えた愛情とインテリジェンスを加えた指導とサポートを継続することで、質の高いサービスを提供し、その結果として実習生、組合員様、送出し機関、更には国と国との懸け橋となるべく、職員一丸となり、頑張って参ります。

がんばれ実習生! 本年もよろしくお願い申し上げます。

広島事務所

広島事務所は、西日本エリアをカバーし、本部 に続く第2の核として活動しております。特に直営 の研修センターを併設し、実習生の入国から帰国ま で細部にわたりケアしております。そのなか、立場 はそれぞれ違えど組合員様、実習生との人と人のつながりを旨としております。ますます需要が高まる 実習制度の中、所員一同、レベルアップを図って頑張っていく所存です。

業務統括部

新年度からは、まずETCカード事業の割引率変 更とETC2.0の普及促進など、外国人技能実習生事 業では、新法成立に伴う様々な手続きの変更など、 各事業で大きな変化が予想されます。業務統括部で はこうした変化に対して、コンプライアンスを重視しながらスムーズな対応ができるよう、各部門をサポートして参ります。



技能実習法が成立しました

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法と略称します)が、国会で審議・可決され、平成28年11月28日に公布されました。公布日から1年以内に施行されるため、現在、各行政機関において準備が進んでいます。

①「外国人技能実習機構」が新設されます。

同機構は、監理団体や技能実習生ごとの技能実習計画の認定を行います。また監理団体や実習実施機関に対して実習実施状況の監督・調査を行います。これまで企業調査を実施していた国際研修協力機構(JITCO)と異なり、調査権を持ち、事前通知なく強制的に調査することが可能となります。同機構の認定を受けることができなけ

れば、実習生の受入れができなくなりますので、より一層の法令順守が重要になってきます。

②これまで曖昧であった人権侵害行為等について明文化され、禁止規定や罰則が設けられます。

実習生の外泊を禁止する(承認が必要)などの規則は、人権侵害行為と考えられます。技能実習生からの申告も可能となります。宿舎規定等や実習生管理の方法についてより一層の慎重な点検が必要となってきます。

③在留資格に「技能実習3号」 が創設されます。

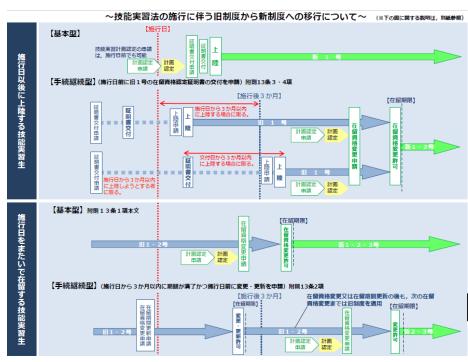
これにより3年間の実習を終了した実習生が更に2年間実習を継続できるようになります。具体的には、技能検定試験3級に合格した

後、3年間の実習を修了して一旦 帰国し、その後再入国して更に2 年間の実習(3号)を実施できる ものとなっています。

④その他にも、優良な実習実施機関に対しては、実習生の受入れ人数枠の拡充(現在の2倍を目途)が検討されています。更に、技能実習の対象職種の拡充が検討されています。これまで実習ができない、または1年のみしかできない職種において技能実習生受入れの可能が広がります。昨今、議論が過熱している介護職種については、検討は進められているものの、調整する事項が考く、実際の受入れ開始時期は現状では未定となっています。

技能実習法は、技能実習制度の 厳格な運営や技能実習生の保護を 強く押し進めながらも、期間の延 長や職種の拡大等を図ることで、 産業界に同制度をより活用しやす くしたものとなっています。

今回の法改正は大変重要ですので、技能実習生の受入れを行っている、または今後受入れを検討している組合員の方々におかれましては、以下の法務省ホームページをご参照の上、詳細な内容の御確認をお願いいたします。



法務省 技能実習



(法務省HPより転載)



国際研修協力機構(JITCO) 交流大会に参加

2016年10月7日東京・経 団連会館において国際研修協力機 構主催による2016年JITCO交 流大会が開催されました。



2016年JITCO交流大会

第1部ではJITCOの新島専務理 事より技能実習状況の報告があり ました。2016年9月時点で新 規の実習生入国者数はベトナム人 が中国人を上回ったことや今後、 同機構は申請書類の点検や日本語 教育の業務に力を入れて存続して いくことが説明されました。

第2部では法務省および厚生労働省の担当者より技能実習制度の現状や見直しについて説明がありました。その中で、同制度は労働者の受入れが目的ではないことや実習生の人権侵害は認めないことなどが強調されました。

第3部では日本語作文コンクール受賞者の発表が行われ、20数名の実習生が表彰状を受け取りました。その後4名の最優秀賞受賞者が作品を日本語で朗読し、その内容の素晴らしさに会場全体が感

銘を受けていました。



受賞したチン・キム・アインさんと共に

弊組合からは、優良賞を獲得したチン・キム・アインさん(H社)が参加し、大変緊張しながらも、会場の雰囲気や参加者との交流を楽しんでいました。これでまたひとつ、日本での良い思い出となったことでしょう。

全国中小企業団体中央会より感謝状を授与されました。



(全国中小企業団体中央会HPより転載)

平成28年11月29日、都内ホテルに おいて、全国中小企業団体中央会 創立60周年記念式典・記念祝賀 会が開催されました。

今回の式典には、安倍晋三首相を はじめ各界のご来賓の方々のご祝 辞の後、全国中央会の発展に功績 のあった都道府県中央会、会員組 合・団体等、賛助会員、学識経験 者に対し、「全国中央会会長感謝 状」が贈呈されました。



弊組合も今年で創立60周年を迎えることもあり、中小企業の組織化の推進と中小企業の振興発展に貢献したとの事で感謝状を授与されました。このことを励みに、今後とも組合員の皆様のお役にたてる組合として邁進して参ります。



ETCコーポレートカード車両単位割引10%拡充措置(激変緩和割引)が昨年末で終了

既にご案内の通り、ETCコーポ レートカード車両単位割引10% 拡充措置(激変緩和措置)は平 成28年12月末をもって終了 しましたが、ETC2.0搭載車両に ついては平成30年3月末まで 引き続き適用される予定です。



1.ETC2.0搭載車に限り適用期間 を延長

ETCコーポレートカード10%拡 充割引(平成30年3月末迄) の適用を受ける為には、新たに ETC2.0車載器の搭載が必要とな

ります。ETC2.0車載器購入にあ 〇助成金申込み方法 たって本年3月末迄助成金キャ ンペーンが行われています。

2.ETC2.0車載器購入助成キャン ペーン

○助成対象期間

~平成29年3月31日まで

○助成金額

10,000円/台(税込)

○助成台数

全国先着45万台

○助成対象

ETCコーポレートカードご利用 の方で、助成対象期間中、新た にETC車載器2.0を購入し、セッ トアップ・取付けられた方。

当組合書式「登録車両変更届」 と新しい車載器のセットアップ 証明書を当組合にFAXして頂く だけ。助成金適用額をETCコー ポレートカード請求額から差引 かせていただきます。

3.ETC2.0車載器を組合員価格に て販売中です。

当組合では、ETC2.0車載器 事業者用として2機種

- ・パナソニック製品 CY - ET 5 0 0 0 GD,
- ・デンソー製 DIU-A011 (デジタルタコグラフ連携) を組合員価格で販売中です。

ETCコーポレートカード 更新のご案内

現在ご利用いただいております ETCコーポレートカードのう ち、券面右下に「交換期限17 年03月」と記載されたカード は、本年3月31日をもって使 用できなくなります。新たに 「交換期限2022年3月」と

記載されたカードを、本年2月 中旬より順次発送予定ですの で、カードの交換をお願いいた

します。



詳しい発送スケジュールについ ては追ってご連絡いたします。

> 交換時期については記載 している期日をご確認く ださい。

道路交通法の遵守をお願いします。

高速道路株式会社において、法 令違反車両の取締り強化を実施 しておりますが、一部利用者に よる過積載・車両制限令違反・ 積載不適当・不正通行等の法令 違反が増えているとの情報があ 一層徹底して頂けますよう、

ります。組合員様におかれまし ては車両制限令遵守・特殊車両 通行許可証の備え付け・道路交 通法の遵守を徹底していらっ しゃる事とは存じますが、なお

官しくお願い致します。





法定減価償却方法の改正について

平成28年度税制改正により平成28年4月1日以後に法人が取得した「建物附属設備」「構築物」の 法定償却方法については、「定率法」を廃止し、原則として「定額法」のみとなりました。

例えば、アスファルト塗装工事の資産の種類は「構築物」に該当しますので、この度の税制改正による 影響を受けます。下記においてどのような影響を受けるのか確認しましょう。

① 建物附属設備・構築物の範囲

この度の税制改正により、法定償却方法の変更の対象となったのは、建物附属設備・構築物ですが、具体的には 下記のようなものが該当します。

資産の種類	具体例
建物附属設備	電気設備、給排水設備、エレベーター、エスカレーターなど
構築物	舗装路面(アスファルト敷、コンクリート敷)、看板、 立体駐車場、街路灯など

② 税制改正による影響

A組合(3月決算)は、昨年の4月にA組合が所有している更地の上にアスファルト舗装工事を200万円かけて行いました。法人税法上の減価償却が一部変更となりましたので、アスファルト舗装工事について、税制改正による今年度の減価償却費の金額はどのくらい影響があるか計算してみましょう。

①定額法【改正後】 (法定耐用年数10年・定額法の償却率0.100) 200万円×0.100×12か月(事業供用月数)/12か月(事業年度の月数)=20万円 ②定率法【改正前】 (法定耐用年数10年・定額法の償却率0.200) 200万円×0.200×12か月(事業供用月数)/12か月(事業年度の月数)=40万円

正しい減価償却を把握するのは、正しい利益を知るためだけでなく、資金繰りの面からも重要なことです。ひと昔の減価償却費の計算は簡単でしたが、ここ10年くらいの法令等の改正により、近年の減価償却費の計算は非常に複雑になっております。

※実際の減価償却費の計算については、顧問税理士等にお問い合わせください。

ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

- ・製造業その他 … 資本金3億円または従業員300人以下
- ・卸 売 業 … 資本金1億円または従業員100人以下
- ・小 売 業 … 資本金5千万円または従業員50人以下
- ・サービス業 … 資本金5千万円または従業員100人以下

2社名のご変更 3代表者のご変更 4.ご住所・TEL・FAX等のご変更 5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

- ●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類(登記簿謄本等)のご提出をお願いしております。
- ●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

昨年、訪日外国人は2千万人を超え、街では海外の方を至る所で見かけたり、聞き慣れない言葉を耳にする機会が多くなりました。思わぬ所で国際交流となる場面も増え、今まで海外交流に関心がなかった人が、海外へ目を向けたり、海外ビジネスを検討する企業も増えてきているとの事。昨年、技能実習法が成立し、ますます中小企業にも国際化の波がくるとされています。新年を迎え、新たな決意で出発する季節。本年も組合員の皆様へお役に立つ情報を的確に提供してまいります。